

障害児童福祉手当・特別障害者 手当制度について

沖縄県では、精神または身体の重度障害のため、常時特別の介護を必要としている方の負担を軽減するため、在宅の重度障害児（者）に対して、障害児童福祉手当・特別障害者手当を支給しています。

（令和2年4月現在）

支給対象者	障害児童福祉手当 月額 14,880円	精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障害児で、福祉事務所の認定を受けた方。なお、以下の場合は対象となりません。 (1) 施設に入所（通所を除く）している場合。 (2) 政令で定める公的年金を受給している場合。
	特別障害者手当 月額 27,350円	精神または身体に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の障害者で、福祉事務所の認定を受けた方。なお、以下の場合は対象となりません。 (1) 施設に入所（通所を除く）している場合。 (2) 病院又は診療所に3ヶ月以上継続入院している場合。
支給制限	手当を請求する方の前年の所得が一定金額以上ある場合、または同居している配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定金額以上ある場合には、手当の支給が制限されます。	
支給	毎年2月、5月、8月、11月の4回に分けて、その前月分までの3ヶ月分を届け出た金融機関の口座に振り込みます。	
申請手続	認定請求書に、住民票謄本の写し、認定診断書、所得状況届、所得証明書などの必要書類を添えて、福祉課の窓口へ提出してください。認定請求書などは福祉課又は中部福祉事務所地域福祉班にあります。 申請に関する事など、ご不明な点は福祉課又は中部福祉事務所までお問い合わせください。	
備考	現在、障害児童福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当受給中の方は令和2年4月分により手当額が以下のとおり変更となりますので、ご了承ください。 令和2年4月分以降の障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当の手当額については、物価変動率（+0.5%）に基づき、0.5%の引き上げとなります。 障害児福祉手当 14,790円→ 14,880円 特別障害者手当 27,200円→ 27,350円 経過的福祉手当 14,790円→ 14,880円	

お問い合わせ：福祉課 地域福祉係 ☎966-1207

沖縄県中部福祉事務所 地域福祉班 ☎989-6603